

吉野熊野国立公園の公園計画の変更について

1. 変更の理由

吉野熊野国立公園は、紀伊半島中央部から南部にかけて位置し、三重、奈良及び和歌山の3県にまたがっている。その区域は、世界文化遺産に登録された大峯山系を中心とする山岳地域、深い屈曲した峡谷景観を展開する熊野川をはじめとする河川地域、リアス式海岸や白砂青松の海浜等、変化に富んだ海岸地域から構成されている。

昭和11年の公園指定後、昭和63年11月7日に公園区域及び公園計画の全体的見直し(再検討)を行い、平成9年12月16日に第1回点検を、平成18年1月19日に第2回点検を実施している。

今般、本公園の主要な利用拠点である大台ヶ原の西部地域(西大台)において、自然環境への影響の低減を図るとともに適正な利用を推進する必要があることから、公園計画を変更する。

2. 変更の概要

(1) 保護規制計画の変更

ア 利用調整地区の追加(奈良県吉野郡上北山村の一部(450ha))

吉野熊野国立公園の区域のうち、大台ヶ原は、亜高山性針葉樹林や冷温帯性広葉樹林がまとまって分布しており、特別保護地区として指定され、もっとも利用者の多い利用拠点の一つである。

しかしながら、昭和30年代以降、伊勢湾台風による大量の風倒木の発生やニホンジカによる下層植生の採食や樹木の剥皮、大台ヶ原ドライブウェイの開通による利用圧の増加など、様々な要因により森林の衰退が進行している。

この地域で相対的に良好な自然が残されている西大台の一部の地域においても森林の衰退の兆候がある。再生に向けた同様の取組みが実施されているものの、利用圧の増加、利用者のマナー低下等により、景観の維持への影響が懸念される。このことから、一定のルールとコントロールの下で適正な公園利用を行うことで自然環境への負荷の増大を防ぐとともに、持続的な利用を図るため、利用調整地区を指定する。



大台ヶ原の利用状況と複線化した歩道



西大台の森林の状況



利用調整地区の区域